

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

今回の給付金は、『令和3年度臨時特別給付金』  
を受給された世帯に、再度支給されません!!!

- 1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税非課税世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 1 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり10万円

## 給付金の支給時期

第1回支給日：令和4年7月25日（月）（令和4年7月15日までの受付分）  
以降、毎月15日までの受付分は、同月の23日に指定口座へ振込みます。  
23日が土日祝日の場合、翌営業日に指定口座へ振込みます。

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の  
「住民税が非課税」  
の世帯

令和4年1月以降の収入が  
減少し「住民税非課税相当」  
の収入となった世帯（家計急変世帯）

高野町から確認書が届きます  
（要返送）

一部申請が必要な場合があります  
令和4年6月1日時点で高野町に住民登録  
されている世帯が対象です。

詳しくは裏面「1」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年6月23日（木）  
～令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に申  
請してください。

申請書配布先：町H.P又は福祉保健課窓口

詳しくは裏面「2」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## 令和4年度住民税が非課税の世帯

## 未支給世帯のみ

対象となる世帯には、高野町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。  
確認書を、**返送してください**。

### 【確認事項】

記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないこと  
住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと  
既に住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯でないこと



## 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

給付金を受け取るには、**申請が必要**です。申請書は町H.P又は担当課窓口にあります。

申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに窓口へ提出、または郵送にてご提出ください。

所得は令和4年分の源泉徴収票または年収換算から給与所得控除額、経費等を減額して算出  
**非課税相当額(給与収入の場合)**「令和4年1月以降の任意の1か月の収入×12か月」の金額が下記の表以下

家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税限度額 (所得額ベース)
単身・扶養親族がいない場合	93.0万円	38.0万円
扶養親族(配偶者を含む)が 【計1名】の場合	137.8万円	82.8万円
扶養親族(配偶者を含む)が 【計2名】の場合	168.0万円	110.8万円
扶養親族(配偶者を含む)が 【計3名】の場合	209.7万円	138.8万円
扶養親族(配偶者を含む)が 【計4名】の場合	249.7万円	166.8万円
障がい者、未成年者、寡婦、 ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円



新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取**にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ



0736-56-2933

担当：高野町福祉保健課 福祉係

受付時間 8:30~17:15(土日祝日を除く)

648 0281 高野町大字高野山636